

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和4年8月)

1. 開催日時 令和4年8月25日(木)
午後1時30分から午後2時00分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室

3. 出席委員 19人

会 長	5番	大久保	光	江
会長職務代理者	12番	真 相	広	也
副会長	2番	山 口	博	史
	14番	近 藤		清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南園 恵志		

4. 欠席委員 (7人)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員0人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本恵庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	天野宣正		

欠席委員 (16人) ※新型コロナウイルス感染症対策実施中

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 報告事項(1)農地法5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について
- 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	岡田佳明
局長補佐	原田裕充
事務主任	森本佑治

8. 議事進行

事務局 定刻が参りましたので、ただ今から、令和4年8月 吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、1番松本委員、2番山口委員、4番原田委員、5番大久保委員、11番江本委員、14番近藤委員、16番藤本委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。

本日の出席委員は、19名中、12名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策により、令和4年9月総会までの間、感染予防の観点から、出席をご遠慮頂いております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますが、本日は、欠席でございますので、真相会長職務代理者に、以降の議事の進行は、お願い致します。

職務代理 議長 (挨拶)

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、19番、南園委員、2番、野上委員に、議事録署名をお願い致します。

議長 本日の定例会に出ております議案は、
議第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 16件
議第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 4件
報告事項(1)農地法5条第1項第7号の規定による届出について
報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、徳島県に、コロナウイルス感染症患者が急増してい

るということから、3条については事務局説明の後、一括審議致します。
また、5条についても、事務局説明の後、一括審議を行うことにより、できるだけ時間短縮を図りたいと考えていますので、各委員におかれましては、特段の意見がある、議案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

それでは、議第30号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議 長

まず最初に、議第30号を、一括審議致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の1頁から3頁をご覧ください。1番から10番でございます。

24筆でございます。位置図については、資料1から資料13です。

申請地の所在は、鴨島町上浦字国中704番 他23筆、地目は、台帳、現況共に田又は畑、24筆の合計面積は、18,616㎡でございます。

譲渡人は、農業後継者がいないため農業を縮小したい、また、相続で農地を取得したが、農業を営む意思がなく耕作放棄地状態にしているということで、譲受人と話がまとまったようでございます。

譲受人は、株式会社で、主な事業内容は農産物の生産、生産受託、農業生産物の製品開発及び製造販売、他農業関連事業等を営んでおり、令和4年8月5日付けで、農地所有適格法人での報告書の提出がありました。事務局において、農地所有適格法人の要件を精査し、8月16日に代表取締役及び農業部門専任課長を呼び、会長及び職務代理者と共に事情聴取を致しました。結果、農地所有適格法人としての要件を全て満たしておりましたことを、先に、報告させていただきます。これにより、法人名義での、本市の農地の取得が可能となりました。

追加説明になりますが、譲受人は、既に阿波市、徳島市、小松島市及び阿南市において、農地所有適格法人の認定を得ていますことを申し添えておきます。

譲受人は、自作地及び借入地、約18ヘクタールで、主にドクダミ、サカキ、ミョウガ等を栽培しており、本市の申請地では、ドクダミを栽培する計画のようです。阿波市で、ほとんどの農地でドクダミを栽培しているとの情報があり、販路に不安があるということで、特に事情聴取を行っています。内容は、自社でドクダミを刈り取り、加工を行い、ドクダミ生薬、ドクダミ茶、ドクダミ焼酎、どくだみ化粧品、ドクダミ農薬の各製造会社と提携し、販売はインターネット販売を行うという計画のようで、もう既に6次産業化のレールは敷かれているという説明で、まだまだドクダミの生産は足りないという説明でございました。

また、農地取得後、全ての農地で、営農型太陽光発電施設を建設する計画であること、今後、4条転用申請を行う予定であることも併せて説明がございましたので、ご報告致します。

以上によりまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。

その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

事務局

11番でございます。位置図については、資料14です。

申請地の所在は、川島町桑村字久保田2149番1、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,105㎡でございます。譲渡人は、市外に住んでおり、休耕状態であり、農業も縮小しているということで、譲受人への売買で話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地、5,510㎡、借入地8,855㎡で、主に米を栽培しており、申請地では、米を増反する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

事務局

4頁をご覧ください。12番でございます。2筆でございます。

位置図については、資料15です。

申請地の所在は、川島町学字北久保80番4及び山川町天神61番1、地目は、台帳、現況、共に田、2筆の合計面積は2,641㎡です。譲渡人は、高齢で農業を縮小しており、譲受人に売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地、14,756㎡で、主に米と露地野菜を栽培しており、申請地では、露地野菜を作付けする予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。

事務局

13番でございます。位置図については、資料16です。

申請地の所在は、山川町宮島43番1、地目は、台帳、現況、共に田、面積は735㎡です。譲渡人は、農業を縮小しており、隣地所有者である譲受人に売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地、1,741㎡、借入地549㎡で、主に米と露地野菜を栽培しており、申請地では、露地野菜を作付けする予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

事務局

14番でございます。5筆でございます。位置図については、資料17及び別紙1です。

申請地の所在は、山川町若宮81番1 他4筆、地目は、台帳、現況共に田又は畑、5筆の合計面積は3,186㎡でございます。譲渡人は、農業をする意思がなく、農業を縮小しているということで、譲受人への売買で話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地632㎡、借入地4,087㎡で、主に米を栽培しており、申請地では、米を増反する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

事務局

15番でございます。2筆でございます。位置図については、資料18です。

申請地の所在は、山川町西ノ原5番1及び西ノ原18番1、地目は、台帳、現況共に田、2筆の合計面積は1,099㎡でございます。譲渡人は、県外で生活しており、農業ができないということで、譲受人への売買で話がまとまったようでございます。譲受人は、借入地2,106㎡で、主に米を栽培しており、申請地では、米を増反する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

事務局

5頁をご覧ください。16番でございます。位置図については、資料19です。

申請地の所在は、山川町川東75番1、地目は、台帳、現況共に田、面積は793㎡でございます。譲渡人は、市外で生活しており、農業ができないということで、譲受人への売買で話がまとまったようでございます。譲受人は、借入地2,519㎡で、主に露地野菜を栽培しており、申請地では、トウモロコシを増反する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

以上をもちまして、事務局からの1番から16番までのご説明と現地調査報告を終わります。

議長

ただ今、事務局から1番から16番までの説明等がございました。耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第30号1番から16番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第30号1番から16番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

次に、議第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。一括審議致します。

事務局

6頁をご覧ください。1番でございます。2筆でございます。

位置図については、資料14です。

申請地の所在は、川島町桑村字久保田2166番1及び久保田2166番5、地目は、台帳、田又は雑種地、現況共に田、2筆の合計面積は810㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル148枚、パワコン3台、発電出力49.5kW

程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金750万円を予定しています。

土地の造成については、整地し、碎石を15cm程度敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.5m高程度のフェンスを境界から50cm以上離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透と新設排水路に流入させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

事務局

2番でございます。2筆でございます。位置図については、資料20です。

申請地の所在は、山川町翁喜台22番及び翁喜台23番、地目は、台帳、田、現況、田又は畑、2筆の合計面積は1,252㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第3種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル154枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,050万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

事務局

3番でございます。位置図については、資料21です。

申請地の所在は、山川町町22番11、地目は、台帳、現況、共に田、面積は779㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、体調をくずし申請地は耕作放棄地状態になっていました。隣地所有者で、人形販売店の役員をしている譲受人に、倉庫用駐車場として売買の話をしたところ、まとまったようでございます。譲受人は、人形販売店へ業務用車両駐車場等として貸す予定のようで、併せて利用する土地、山川町町22番1及び町22番9、地目、宅地、2筆の合計面積526.76㎡でございます。

計画概要は、草を刈り、表土を30cm程度取り除き、碎石を30cm程度敷き仕上げます。民境界は、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。事業費は、自己資金80万円を予定しています。

雨水については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

事務局

4番でございます。位置図については、資料22です。

申請地の所在は、山川町町199番、地目は、台帳、現況、共に畑、面

積は337㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、県外で生活しており、本市にある相続で取得した不動産を整理するにあたり、アパート住まいをしている譲受人との間で、話がまとまったようでございます。譲受人は、家族もいるので、購入する住居、所在地番、山川町町198番、地目、宅地に付随する駐車スペースでは手狭ということもあり、隣接する申請地も併せて購入し、駐車場及び庭敷の拡張として使用する予定のようです。

計画概要は、草を刈り、表土を10cm程度取り除き、駐車スペースは、碎石を15cm程度敷き、庭敷きは整地のみで仕上げます。民境界は、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。事業費は、自己資金20万円を予定しています。

雨水については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

以上で1番から4番におけるご説明と現地調査報告を終わります。

議 長 ただ今、議第31号1番から4番まで事務局から説明がございました。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

事務局 1番について、担当委員である松本委員からの現地調査報告がございます。(松本委員からの報告を伝える。)

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第31号1番から4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第31号1番から4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 次に、報告事項(1)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(2)農地の転用事実に関する照会について、報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、をご報告致します。

この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定し、または移動する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっています。

議案書の7頁をご覧ください。1番です。2筆ございます。位置図については、資料23です。

所在は、鴨島町牛島字中開西2930番1及び中開西2934番、地目

は、台帳、現況共に、畑、2筆の合計面積は3, 171㎡でございます。転用目的は、売買による宅地分譲への転用申請でございます。令和4年8月2日に届出が提出され、令和4年8月9日に、これを受理いたしましたので、ご報告致します。

○報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものでございます。

議案書の8頁をご覧ください。

1番です。位置図については、資料24です。

照会地の所在は、山川町石堂48番、地目は、台帳、現況共に畑、照会地目、山林、面積は226㎡で、令和4年7月20日付けで回答致したものでございます。

2番です。位置図については、資料25です。

照会地の所在は、山川町山ノ神87番、地目は、台帳、現況共に畑、照会地目、山林、面積は3, 269㎡で、令和4年7月20日付けで回答致したものでございます。

3番です。位置図については、資料26です。

照会地の所在は、川島町桑村字敷地2129番1、地目は、台帳、現況共に畑、照会地目、雑種地、面積は204㎡で、令和4年7月20日付けで回答致したものでございます。

4番です。位置図については、資料27です。

照会地の所在は、川島町川島字前田4591番5、地目は、台帳、田、現況、公衆用道路、照会地目、公衆用道路、面積は116㎡で、令和4年7月21日付けで回答致したものでございます。

○報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の9頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、5件11筆でございます。

内訳と致しまして、利用権設定の賃貸借権の合意解約が4件10筆、利用権設定の使用貸借権の合意解約が1件1筆、でございます。

以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(3)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

その他について説明。

農地パトロール調査書の提出について(森本)

議 長

以上です。

それでは、本定例会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたこと
を感謝申し上げます。

以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

閉 会 （終了時刻 午後2時00分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和4年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記